

保護者各位

西京極保育園

台風接近に伴う保育園の体制について

台風接近に伴う保育園の体制について、京都市の指示基準に基づき下記のように対応していますので、ご承知下さい。

1. 京都府南部（京都、亀岡）に、下記時刻で暴風警報・特別警報が発令・解除された場合。

時刻	暴風警報・特別警報の発令	暴風警報・特別警報の解除
7:00	(保育開始前の発令) →保育は休務。(休園)	(保育開始前の解除) →保育あり。
	(保育開始後の発令) →保育休務。 保育園から保護者への電話連絡はしません。 速やか(1時間以内)にお迎えに来て下さい。 ホームページにはお迎えの お願いを掲示します。	(保育開始後の解除) →保育体制が整い次第、保育開始。 ※10時以前の解除は、 目安として解除から約1時間後に 保育開始。 ※給食はあります。但し、メニュー 変更等があります。
10:00		(10時を越えて解除) →保育・給食体制等組めないため 保育は休務。(休園)

2. 原則として、1. のように対処しますが、その他の警報や注意報等、周囲の状況等によりこれによらない場合もあります。このときは、園の掲示やホームページ、プリント等なんらかの方法でお知らせしますのでご了解下さい。

以上